


税金の申告はお早めに!

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。詳細は、区HP(コード①)をご覧ください。① 

住民税の申告

区役所

住民税(特別区民税・都民税)は、前年1~12月の所得と各種控除(配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など)を基に算出します。

申告期間 2/16(水)~3/15(火)

提出方法

総合庁舎本館2階税務課(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉)へ郵送または持参

※感染防止のため
郵送での提出を
ご検討ください

☎税務課課税第一~三係 ☎5722-9820、FAX5722-9324

住民税の申告が必要なかた

4年1/1現在、次の①~③のいずれかに該当するかた

- ① 区内に住所があり、前年中に所得があった
- ② 区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区外に住所があった
- ③ 区内に住所があり、前年中に所得がなかったか、所得が45万円以下で、次のいずれかに該当(予定者を含む)する
 - 国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入
 - 児童関連の手当・助成や電話料金の助成などを受給
 - 課税(非課税)証明を必要とする

※申告が必要と見込まれるかたに、1/31頃に申告書を郵送します。申告書が必要で届かない場合は、税務課へお問い合わせください

住民税の申告が必要のないかた

- 所得税の確定申告をする
- 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が区役所に提出される
- 公的年金収入が400万円以下で、その他の収入がなかった
※扶養控除・障害者控除の追加など源泉徴収票の控除内容に変更があるかたは住民税の申告が必要な場合があります

社会保険料控除

前年中に納めた次の保険料は、社会保険料控除の対象です。納付額はお問い合わせください。

- 国民健康保険料(☎国保年金課収納係 ☎5722-9610、FAX5722-9339)
- 後期高齢者医療保険料(☎国保年金課後期高齢者医療係 ☎5722-9838、FAX5722-9339)
- 介護保険料(☎介護保険課介護保険資格・保険料係 ☎5722-9845、FAX5722-9716)
- 国民年金保険料(☎目黒年金事務所 ☎3770-6421)

※要介護者の障害者控除対象者認定書の発行は、介護保険課認定審査係(☎5722-9842、FAX5722-9716)へ

年金を受給しているかたへ

次のすべてに該当する場合、確定申告は不要です(控除内容に変更・追加のあるかたなどは住民税の申告が必要な場合あり)。

- 公的年金などの収入合計額が400万円以下
 - 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ※上記の場合でも、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することができます

住民税で寄附金控除を受けたいかたへ

確定申告で、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」または「住民税・事業税に関する事項」の寄附金欄に記入が必要です。

感染症対策にご協力ください

- 窓口では、アルコール消毒液の設置、記載台・ボールペンなどの定期的な消毒等を行います
- 提出場所へ行く際は、咳エチケット・手指消毒にご協力ください

所得税などの確定申告

税務署

申告期間

所得税・復興特別所得税 2/16(水)~3/15(火)
贈与税 2/1(火)~3/15(火)
個人事業者の消費税 3/31(木)まで

提出方法

次の①または②で申告してください

- ① e-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出
- ② 目黒税務署(〒153-8633中目黒5-27-16)へ郵送または持参

※感染防止のため、パソコンやスマートフォンを利用するe-Taxでの提出をご検討ください

☎目黒税務署 ☎3711-6251(自動音声)

確定申告書の作成・相談方法ほか


● スマートフォン・パソコンなどで作成

国税庁HP(コード②)の確定申告書等作成コーナーで作成できます。



● 申告書作成会場で作成

入場には整理券が必要です。整理券は当日会場で配布する(受け付けを早めに終了する場合あり)ほか、コミュニケーションアプリLINEで事前入手できます。詳細は国税庁HP(コード②)をご覧ください。

日時	2/16(水)~3/15(火) 8:30~16:00 ※相談は9:15から。土・日曜日、祝日を除く。ただし、2/20(日)・27(日)は開設	
会場	ベルサール渋谷ファースト (渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階) ※駐車場・駐輪場はありません	

● 税理士による無料申告相談(予約が必要)

日時	会場	対象
2/1(火)・2(水) 9:30~16:00	緑が丘文化会館 (緑が丘2-14-23)	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税などの申告(土地・建物や株式等の譲渡所得があるかたを除く)
2/3(木)・4(金)・8(火) 9:30~16:00	中目黒住区センター (中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)	

※前年の申告書の控え、必要書類、電卓、マイナンバーカードなどの本人確認書類等を持参

申し込み方法

事前申込電話(☎0570-006590。月~金曜日9:00~18:00)、または事前申込サイト(コード③)へ



● 東京税理士会目黒支部主催の無料申告相談(予約が必要)

日時	会場
2/16~3/15の毎週月・水・金曜日9:30~11:30、13:00~15:30(1人30分。2/21は税理士記念日相談のため相続税・贈与税なども相談可)	東京税理士会目黒支部 (中目黒5-28-17)

※申告書の作成・提出はできません
※土地・建物や株式などの譲渡所得の相談は対象外

申し込み方法 電話で、東京税理士会目黒支部(☎3715-1580、FAX3715-2424)へ

ご注意ください

- 地区サービス事務所は、住民税申告書・確定申告書の受け付けなどを行いません
- 医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書は5年間保管してください)
- 上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式の選択についての申告方法、納税通知書送達後の取り扱いなど詳細は、区HP(コード①)をご覧ください